（証券コード　9885）
平成28年６月８日

株　主　各　位

神戸市中央区港島中町七丁目７番１号
（本社事務所）
神戸市須磨区弥栄台三丁目１番２号
株式会社シャルレ
代表取締役社長　奥　平　和　良

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度の平成28年熊本地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申しあげるとともに、一日も早い復興を心からお祈りいたします。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の会日の前日（平成28年６月28日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１.日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

２.場　　所　神戸市中央区港島中町七丁目７番１号
当　社　　ポートアイランドビル　大ホール
〔末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。〕

３.株主総会の目的事項

報告事項　第41期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役１名選任の件

以　上

お願い

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人としてご出席いただけます方は議決権を有する他の株主様１名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類等に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.charle.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等を背景に、雇用情勢や企業収益の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しましたが、中国をはじめとした新興国経済の減速懸念、為替や株価の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

また、国内レディースインナーウエア市場におきましては、アジア圏における人件費の上昇や原材料価格の高騰など、依然として厳しい環境が続きました。

このような環境のもと、当社は、「女性を元気にする日本一のグループ」に向けて、美と健康の事業領域を中心に、他社との差別化が図れる独自性のあるシャルレらしい「もの」や、喜びや感動を与える「こと」の提供を追求してまいりました。また、生涯を通じていきいきと輝いている「ひと」をサポートするため、女性たちに活躍の機会を提供し、地域を活性化することによって、豊かな社会の実現を目指してまいりました。そのために、シャルレらしい高機能、高付加価値商品の開発、および次世代を担うビジネスメンバーの育成や教育、支援等による組織の再活性化に積極的に取り組んでまいりました。また、多様化する消費者ニーズへの対応として、訪問販売におきましては、30代から40代をターゲットにした新ブランド「シャルレセルフィア」を本格展開し、新しい愛用者の獲得に努めました。インターネット等による通信販売の「シャルレダイレクトサービス」では、健康食品の「定期お届け便制度」を導入することで、メイト（消費者会員）利用者数の拡大に繋げました。また、前事業年度にオープンした直営店「シャルレ・ザ・ストア」では、過去に購入経験のある顧客からの再購入や新規顧客の来店等の一定の成果が見られるなど、顧客との接点強化に取り組んでまいりました。

商品面に関しましては、衣料品類では、新ブランド「シャルレセルフィア」を本格展開し、バストの揺れをおさえて大胸筋を鍛える「美意識ブラジャー」、ウエストやヒップラインを美しく見せる補整機能とソフトな着用感を両立させた「くびれマジックインナー」と「美小尻ショーツ」を発売しました。さらに、産前から産後まで大きく変化していく女性の体型サポートや身体への負担軽減を考慮した「シャルレマタニティシリーズ」を定番商品として発売しました。また、既存定番商品の「ファーチェシリーズ」および「シャルレ ラグジャシリーズ」を愛用者の声を反映させながら、トレンドに合わせてリニューアル発売しました。

衣料品類全体としては、新定番商品の売上高は好調に推移しましたが、既存定番商品の売上高の落ち込みにより、前事業年度の売上高を下回る結果となりました。

化粧品類におきましては、高機能エイジングケアラインである「エタリテ オーラマージュ」に独自の新成分である「クワンソウエキス」と「ＣＡコラーゲン」を新たに配合し、リニューアルをいたしました。また、新ブランド「シャルレセルフィア」より、美容成分として用いられている「ハイドロキノン」の効果を応用して開発した新たな美容成分「ハイドロキノンＥＸ」を配合し、肌にうるおいと透明感を導くスキンケアシリーズ「クリアホワイト」を発売しました。化粧品類全体としては、既存定番商品による売上高は減少しましたが、新定番商品の売行きが好調であったことにより、前事業年度の売上高を若干上回りました。

健康食品類におきましては、２種類の乳酸菌を配合した「ラクティフローラW乳酸菌」を用いて健康を身体の内側からサポートする「ラクティプラス」を新発売し、「ｎｓ（エヌエス）」ブランドとしての商品展開を図りました。また、新たな愛用者の獲得を目的としたお得なセット商品を発売しました。健康食品類全体としては、「ラクティプラス」の売上高が好調であったことなどにより、前事業年度の売上高を大きく上回る結果となりました。

なお、「ｎｓ（エヌエス）」ブランドの４商品（「エナジン ウォーマー」、「リンクアップコラーゲン」、「グルコビウォーク」、「ナノルテビサイト」）は、2015年モンド・セレクションのダイエット・健康製品部門において金賞を受賞しました。

営業施策面におきましては、ビジネスメンバー組織の活性化を目的に、インセンティブ施策を実施するとともに、組織拡大に繋がる教育研修や現場支援に積極的に取り組みました。４月には、全代理店を対象とした「第32回シャルレ代理店セミナー」を開催し、経営方針や各種施策の共有を図るとともに、代理店との一体感を醸成し、ビジネス活動の意欲の向上に繋げました。９月から11月にはビジネスメンバーを対象とした「チャレンジコンテスト2015」を実施し、コンテスト入賞者を対象として、３月に「シャルレ特別ツアー2016」をハワイにて開催しました。さらに、３月には、当事業年度の売上高の「前年アップ」を目標に掲げた特別インセンティブ施策を全代理店対象に実施した結果、当事業年度の売上高は前事業年度の売上高を上回ることができました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、188億36百万円（前事業年度比1.2％増）、営業利益は12億７百万円（同20.7％増）、経常利益は12億59百万円（同17.6％増）、当期純利益は10億４百万円（同0.1％減）となりました。

なお、平成27年６月29日より執行役員制度を導入し、監視・監督機能と業務執行機能を分離し、経営の意思決定および業務執行の迅速化を実現する経営体制を整えております。

【商材別売上高】

商材別品目	第 40 期 平成27年３月期		第 41 期 平成28年３月期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
	百万円	%	百万円	%
衣料品類	14,098	75.7	14,618	77.6
化粧品類	2,922	15.7	2,953	15.7
健康食品類	508	2.7	782	4.2
その他	1,084	5.8	481	2.6
合計	18,613	100.0	18,836	100.0

(注)当事業年度より、「衣料品類」および「その他」に係る商材の品目区分の一部見直しを行いました。
なお、上記の第40期の数値につきましては、この見直しによる変更を反映しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の主な内容は、代理店販売支援システム強化のための開発費用83百万円（ソフトウェア）、ホストコンピューターの入替費用53百万円（器具備品）等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区　　分	第 38 期 平成25年３月期	第 39 期 平成26年３月期	第 40 期 平成27年３月期	第 41 期 平成28年３月期
売上高（百万円）	21,271	20,838	18,613	18,836
経常利益（百万円）	777	1,046	1,070	1,259
当期純利益（百万円）	418	540	1,005	1,004
１株当たり当期純利益（円）	21.84	28.19	52.47	52.41
純資産（百万円）	19,811	20,102	20,514	21,173
総資産（百万円）	23,868	24,228	23,772	24,222

(注)1. 第39期の経常利益の増加は、レディースインナー等販売事業の経費削減および不採算事業であったＬＥＤ照明販売事業を譲渡したことによるものであります。
2. 第40期の売上高の減少は、平成26年４月１日より消費税率が５％から８％に増税となったことにより、第39期に駆け込み需要があった反動によるものであります。また、第39期末に中国における連結子会社の営業を終了したため、第40期以降の経営指標等は当社個別の数値を記載しておりますが、その影響額は軽微であります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

≪会社の経営の基本方針≫

「基本理念」

人はみな豊かでなければならない
我々に関係ある人はみな
どうしても豊かでなければならない

当社は「豊かさの追求」を基本理念とし、「女性を元気にする日本一のグループ」に向けて、美と健康の事業領域を中心に、シャルレらしい「もの」や、喜びや感動を与える「こと」の提供を追求してまいります。また、生涯を通じていきいきと輝いている「ひと」をサポートするため、女性たちに活躍の機会を提供し、地域を活性化することによって、豊かな社会の実現に貢献してまいります。

≪中期経営方針≫

当社は、2020年（平成32年３月期）に売上高を194億円、売上高営業利益率を５％以上とすることを経営目標として、その達成に向けて中期経営計画（平成28年４月～平成32年３月）を策定しました。また、中期経営計画を達成するために、以下の中期経営方針を掲げています。

①販売組織の活性化

ビジネスメンバーの活動意欲の向上・活動の継続性を高めるための営業施策や支援体制の強化を図り、ビジネスメンバーの収益の向上や新たなビジネスメンバーの育成を図ってまいります。

②ビジネスメンバーと顧客との接点強化

インターネット等で通信販売を行っている「シャルレダイレクトサービス」および当社の直営店である「シャルレ・ザ・ストア」のインフラを効果的に活用し、訪問販売と連携することで、メイト（消費者会員）との関係を深め、強固なものとして、既存顧客の定着化を図るとともに、新規顧客の獲得・拡大も行ってまいります。

③商品開発の強化

高機能・高付加価値商品を開発することにより、女性の美と健康をサポートするものづくりを推進してまいります。特に、化粧品や健康食品など、リピート性の高い商材を拡充することによって、定期的な購入に繋げ、売上と利益の拡大を図ってまいります。

④収益性の改善

中長期的に増加が見込まれるコストを構造的に抑制し、収益性の改善を図ってまいります。

⑤新規事業の開拓・展開

新規事業の開拓・展開等により、業績の向上を図ってまいります。

(8) 主要な事業内容および主要拠点等の状況（平成28年３月31日現在）

①主要な事業内容

レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売および企業グループの運営管理

②主要拠点等の状況

区分	名称	所在地
本店	本店	神戸市中央区
本社	本社	神戸市須磨区
支店	札幌支店	札幌市
	仙台支店	仙台市
	さいたま支店	さいたま市
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	名古屋市
	神戸第一支店	神戸市
	神戸第二支店	神戸市
	福岡支店	福岡市
配送センター	札幌配送センター	北海道北広島市
	埼玉配送センター	埼玉県行田市
	福岡配送センター	福岡県糟屋郡

(9) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
306名	(減)6名	43.8歳	17.9年

(注)上記従業員数には、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等（期中平均98名）を含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

①株主代表訴訟（当社普通株式への公開買付け）

当社株主１名から、当社元取締役５名に対して、平成20年９月22日に開始された当社普通株式への公開買付けが不成立になったことにつき、当社元取締役による利益相反行為や善管注意義務違反等があったとして、損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所において提起されておりましたが、平成26年10月16日付にて神戸地方裁判所より、原告の請求を一部認容する旨の判決が言い渡されました。

その後、原告および当社元取締役２名は、当該判決を不服として、それぞれ大阪高等裁判所に控訴しておりましたが、平成27年10月29日付にて同裁判所より、原告の請求を一部認容する旨の判決が言い渡されました。

その後、原告は、当該判決の一部を不服として、最高裁判所に上告および上告受理申立てを行っております。

②株主代表訴訟（子会社に対する貸付け等）

当社株主１名から、当社元取締役ら５名に対して、平成19年９月から平成24年１月までの間に当時の当社子会社であった２社（株式会社エヌ・エル・シー コーポレーションおよび株式会社シャルレライテック）に対して不合理な貸付けや増資を繰り返し実施したとして、回収不能となった額について損害賠償を請求する株主代表訴訟が神戸地方裁判所に提起され係属しております。

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　84,000,000　株

(2) **発行済株式の総数**　21,034,950　株（うち自己株式数　1,869,514株）

(3) **株主数**　6,559　名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社Ｇ＆Ｌ	3,802	19.84
林　雅晴	1,508	7.87
瀬崎　五葉	974	5.09
林　宏子	957	5.00
林　勝哉	803	4.19
有限会社Ｌａｍ’ｓ	796	4.15
林　達哉	631	3.29
林　達三	536	2.80
林　直樹	360	1.88
林　英明	290	1.51

(注) １．当社は、自己株式1,869,514株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥平和良	内部監査室担当
取締役	平山修	ＣＲＭ部担当、適時開示（ＩＲ）担当 （重要な兼職の状況） 一般社団法人ここむす 代表理事
取締役	脇田純一	－
監査役（常勤）	奥田清三	－
監査役	岸本達司	（重要な兼職の状況） 新世綜合法律事務所 パートナー 大阪家庭裁判所 調停委員 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター あっせん委員
監査役	井出久美	（重要な兼職の状況） 井出久美公認会計士事務所 所長

(注) １．取締役脇田純一は、会社法第２条第15号の社外取締役であります。
２．監査役岸本達司および井出久美は、会社法第２条第16号の社外監査役であります。
３．監査役井出久美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役脇田純一、監査役岸本達司および井出久美を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中における取締役の担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
奥平和良	経営企画部、法務部、内部監査室、コンプライアンス担当	内部監査室担当	平成27年６月29日
平山修	マーケティング本部、営業本部、適時開示（ＩＲ）担当	ＣＲＭ部担当、適時開示（ＩＲ）担当	平成27年６月29日

６．取締役北村滋郎は、平成27年６月26日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	81百万円 （7百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	21百万円 （10百万円）
合計 （うち社外役員）	7名 （3名）	102百万円 （18百万円）

(注) 1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役の報酬等の総額には、前事業年度に係る業績連動報酬の支給額（16百万円）を含んでおります。また、上記の記載金額とは別に、当事業年度に係る業績連動の変動報酬として、11百万円を支給する予定であります。
3．取締役の報酬等の総額には、平成27年６月26日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役１名分を含んでおります。

(3) 取締役および監査役が受ける個人別の報酬等の内容決定に関する方針

①基本方針

当社は、「企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を報酬等の内容決定の基本方針としております。

②取締役の報酬等に関する方針

取締役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を役職・職責に応じて設定しております。また、報酬等は、会社業績および各取締役の担当業務の業績や評価を反映した固定報酬と変動報酬によって構成され、報酬規程の定める範囲内で取締役会にて決定いたします。なお、取締役の報酬額については、平成21年６月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額196百万円以内（うち社外取締役27百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）で支給いたします。

また、当社は平成16年３月31日付で取締役の退職慰労金制度を廃止しております。

③監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、企業価値向上のために当社に適した人材の確保に必要な水準を職責に応じて設定しております。また、報酬等は、固定報酬によって構成され、報酬規程の定める範囲内で監査役の協議にて決定いたします。なお、監査役の報酬額については、平成21年６月24日開催の第34回定時株主総会においてご承認いただいた年額34百万円以内で支給いたします。

また、当社は平成16年３月31日付で監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役および監査役との間で締結しております。

当社が社外取締役および監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「社外取締役および監査役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(5) その他会社役員に関する重要な事項

①平成28年４月１日付にて取締役の担当に変更がありました。

氏　　名	異　動　前	異　動　後
平　山　　修	ＣＲＭ部担当、適時開示（ＩＲ）担当	ＣＲＭ部担当、情報取扱責任者

②執行役員の状況（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当
執　行　役　員	高　田　厚　司	営業本部担当
執　行　役　員	許　村　幸　司	マーケティング本部担当
執　行　役　員	西　島　　浩	経営企画部担当
執　行　役　員	高　田　博　祐	コーポレートサービス部担当、内部統制担当
執　行　役　員	原　　豊	法務部担当、コンプライアンス担当

③平成28年４月１日付にて執行役員の担当の状況に変更がありました。

地位	氏名	担当
執行役員	高田厚司	営業本部担当
執行役員	許村幸司	マーケティング本部担当
執行役員	西島浩	経営企画部担当、人事部担当
執行役員	高田博祐	コーポレートサービス部担当、内部統制担当
執行役員	原豊	法務部担当、コンプライアンス担当

(6) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

地位	氏名	兼職先名	兼職の内容	関係
取締役	脇田純一	－	－	－
監査役	岸本達司	新世綜合法律事務所 大阪家庭裁判所 関西大学会計専門職大学院 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	パートナー 調停委員 非常勤講師 あっせん委員	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	井出久美	井出久美公認会計士事務所	所長	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	脇田純一	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席しております。金融・財務分野に携わった豊富な経験と高い知見から意見を述べるなど、公正・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を適宜行っております。
監査役	岸本達司	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席しております。企業法務などを専門とする弁護士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために法律面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会23回のうち22回に出席しております。監査役会においては、企業法務などを専門とする弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。
監査役	井出久美	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席しております。企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の適正性を確保するために財務および会計面を中心に有益な発言を行っております。また、監査役会23回すべてに出席しております。監査役会においては、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。

(7) 取締役および監査役への研修等の実施

社内取締役および常勤監査役を対象として、就任時に、コーポレート・ガバナンスを含む上場企業の役員として必要な知識を習得するための研修を実施し、就任後につきましても、企業経営者や弁護士等の外部専門家を招き、経営やコンプライアンス等に関する研修を継続的に実施するとともに、個々の役員がその役割・責務を果たすために必要となる知識を習得するために、適切な外部機関等の研修への参加を支援しております。

また、社外取締役および社外監査役を対象として、就任時に、当社の事業概要や経営計画等に関する説明をし、就任後につきましても、当社の事業や経営計画等に関する理解を深めることができるよう、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等を実施し、社外役員としての役割・責務を果たすために必要となる知識の習得を支援しております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠、当社の事業規模・事業内容等に鑑み、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

平成28年３月31日現在の当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりです。

①当社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、企業としての正しいあり方（企業倫理）を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社企業グループの全ての取締役および使用人に徹底します。

また、「コンプライアンス規程」において、取締役および使用人が法令や企業倫理を理解し、守るための基本的事項を定めます。

取締役および使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的にどのような行動をとれば良いかを「コンプライアンス相談・申告要領」に定め、相談窓口を、社内のみならず、社外（法律事務所）にも設け、より相談し易い体制をとります。

さらに、コーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス態勢について、社外取締役および社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性および透明性を高めたガバナンスの相互監視体制の強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組みます。

そして、取締役および使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施します。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務に係る情報は、「文書管理規程」、「コンプライアンス規程」等関連規程に従い、適切に保存および管理します。また、閲覧の必要がある場合は、申請のうえ閲覧できるようにします。

取締役会議事録は、その事務局である法務部が全ての議案について作成し、その内容は必要な者のみ閲覧できるようになっています。

また、情報開示については、「会社情報等適時開示規程」に沿って対応します。

③当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクが発生した場合は、取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握および対応策を検討できる体制にします。リスクの未然防止および危機や緊急事態の発生時の対応については、「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」、「内部監査規程」、「グループ企業管理規程」等の規程に従い運用します。

④当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」、「グループ企業管理規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定めるとともに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の役割・責任の明確化および業務執行の迅速化を図ることにより、効率的に業務が行える体制を整えます。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ企業管理規程」に基づき、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として子会社の業績、業務の進捗およびその他の重要な情報について、定期的な報告を義務付け、管理・統制・支援を行い、グループ企業における業務の適正を確保します。

さらに、取締役直轄のもと、内部監査室を事務局とし、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の構築、運用および評価を推進します。なお、定期的な内部監査室による監査手続を実施することで、当社企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めます。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、内部監査室に監査役会事務局を設置するほかに、必要に応じて監査役の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにします。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は「監査役会規則」および「内部監査規程」に基づき、監査役会から命令を受けた監査役会事務局は、その命令に関して取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとります。また、監査役会事務局の人事異動については、監査役会の同意を必要とします。

⑧当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役は、監査役が出席する取締役会の四半期ごとに、担当する子会社および自己の職務執行状況について、業務報告を行います。また、取締役会付議事項または取締役会報告事項となる重要案件について、当社企業グループの取締役および使用人より報告を受けられる体制をとります。

⑨当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社企業グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの取締役および使用人に周知徹底します。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑪その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会が監査役会事務局に対して調査を求めることができる体制を整備します。なお、監査役の監査において指摘した事項について、適切にフォローアップを実施することで、改善活動が確実に実行されることを確認します。

さらに、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制を整備することで、監視活動をより実効性あるものとします。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令を遵守することはもとより、企業倫理を十分認識し、かつ、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけるための基本的事項を定めます。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じないことの徹底を図ります。

⑬財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善する体制を構築します。

適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用および評価に当たり、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」に準拠した「財務報告に係る内部統制運用管理規程」、「財務報告に係る内部統制の評価基本計画書」、その他関係諸規程、関連文書を整備し、これらに従った内部統制体制の整備、運用および評価を実施します。

また、適正な財務報告を実現するため、監査役会と内部監査室は緊密に連携するとともに、定期的に会計監査人、監査役会、内部監査室間で意見交換を行い、内部統制の実効性を高めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」や「コンプライアンス規程」その他関係諸規程、関連文書を社内イントラネットに掲載し、役員や使用人に対して周知徹底するとともに、コンプライアンス意識の向上を目的としてコンプライアンス教育を定期的に実施し、法令遵守意識の啓蒙および定着を図っております。

また、社内の自浄作用を働かせるために、ホットライン制度として、社内および社外の弁護士事務所にコンプライアンス相談窓口を設置し、問題の早期発見と改善に努めております。さらに、コンプライアンスに関連する課題を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じて取締役会に具申できる体制を整えております。

②リスク管理に関する体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、経営上のリスクおよび危機に関する状況を把握・評価し、リスク回避や低減等の対策を策定し、実行しております。また、重要度の高いリスクについては、統括部署であるコーポレートサービス部総務課に情報を集約し、重要リスクの対策状況の把握と評価を行い、定期的にコーポレートサービス部長および役員等に報告をし、適切かつ迅速に対応しております。

また、内部監査室は、各部門のリスクに鑑みた年度監査計画に基づいた監査を行い、リスクの予防または最小化に努めております。

③取締役の職務執行の効率性に関する体制

平成27年６月29日付にて執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の役割・責任の明確化および業務執行の迅速化を図ることにより、効率的に業務を行う体制を整えております。

④業務の適正性に関する体制

取締役、監査役および執行役員の参加する月次の定例会議にて、担当取締役および担当執行役員が、担当部門の業績や業務の進捗その他の重要情報について報告し、当該事項について審議しております。

また、内部監査室は、年度監査計画に基づき、業務の適正性に関して監査を実施しております。

⑤財務報告の適正性に関する体制

代表取締役社長を最高責任者、内部監査室を事務局として、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」に準拠した「財務報告に係る内部統制運用管理規程」、「財務報告に係る内部統制の評価基本計画書」、その他関係諸規程、関連文書に基づき、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価を実施しております。

また、内部統制の実効性を高めるために、定期的に会計監査人、監査役会、内部監査室間において、会社の業績、事業の見通しおよび会計処理の方法等について意見交換を行っております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**18,591**	**流動負債**	**2,389**
現金及び預金	9,250	買掛金	811
売掛金	71	未払金	857
有価証券	4,498	賞与引当金	292
商品	4,160	その他	428
繰延税金資産	360		
その他	267	**固定負債**	**659**
貸倒引当金	△17	売上割戻引当金	205
		退職給付引当金	347
固定資産	**5,630**	長期未払金	89
有形固定資産	**2,396**	その他	16
建物及び構築物	1,213	**負債合計**	**3,048**
土地	907	（純資産の部）	
その他	275	**株主資本**	**21,188**
		資本金	**3,600**
無形固定資産	**875**	**資本剰余金**	**4,897**
		資本準備金	4,897
投資その他の資産	**2,359**	**利益剰余金**	**13,985**
投資有価証券	1,051	利益準備金	650
関係会社出資金	47	その他利益剰余金	13,335
長期貸付金	6	別途積立金	8,900
前払年金費用	728	繰越利益剰余金	4,435
繰延税金資産	166	**自己株式**	**△1,295**
その他	365	**評価・換算差額等**	**△14**
貸倒引当金	△5	その他有価証券評価差額金	△14
		純資産合計	**21,173**
資産合計	**24,222**	**負債純資産合計**	**24,222**

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 平成27年４月１日
至 平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		18,836
売上原価		9,467
売上総利益		9,369
販売費及び一般管理費		8,162
営業利益		1,207
営業外収益		
受取利息及び配当金	27	
貸倒引当金戻入額	15	
雑収入	16	59
営業外費用		
支払利息	1	
雑損失	5	7
経常利益		1,259
特別利益		
投資有価証券売却益	3	
受取損害賠償金	128	131
特別損失		
固定資産除却損	4	4
税引前当期純利益		1,386
法人税、住民税及び事業税	81	
法人税等調整額	300	381
当期純利益		1,004

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成27年４月１日
至 平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	3,776	13,326	△1,295	20,528
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△344	△344		△344
当期純利益						1,004	1,004		1,004
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計						659	659	△0	659
平成28年３月31日残高	3,600	4,897	4,897	650	8,900	4,435	13,985	△1,295	21,188

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日残高	△14	△14	20,514
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△344
当期純利益			1,004
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	0	0	0
当事業年度中の変動額合計	0	0	659
平成28年３月31日残高	△14	△14	21,173

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（計算書類作成のための基本となる重要な事項）

重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①関係会社出資金　　移動平均法による原価法

②有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

③商　　品　　総平均法による原価法
（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　　７年～39年
構 築 物　　５年～35年

②無形固定資産　　定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金　　従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③売上割戻引当金　　代理店・特約店への売上割戻金の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

④退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　4,784百万円

２．関係会社に対する金銭債権および金銭債務
　　短期金銭債権　　7百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数　普通株式　21,034,950株

２．当事業年度末の自己株式の種類及び株式数　普通株式　1,869,514株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	配当の原　資	1株当たり配当金(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	344	利　益剰余金	18	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(注) １株当たり配当金18円には、記念配当３円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
以下のとおり、決議する予定であります。

決　議	株式の種　類	配当金の総額（百万円）	配当の原　資	1株当たり配当金(円)	基　準　日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	479	利　益剰余金	25	平成28年３月31日	平成28年６月30日

(注) １株当たり配当金25円には、特別配当10円が含まれております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合もありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に代理店の信用リスクに晒されています。

有価証券および投資有価証券である投資信託、債券および株式は、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、代理店の状況をモニタリングし、相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引および管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績および残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役に月次で報告されています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	9,250	9,250	－
(2) 売掛金	71	71	－
(3) 有価証券	4,498	4,498	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1,050	1,050	－
(5) 買掛金	(811)	(811)	－
(6) 未払金	(857)	(857)	－
(7) 長期未払金	(89)	(84)	(△4)

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期未払金

長期未払金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

商品	417百万円
退職給付引当金	137百万円
賞与引当金	90百万円
売上割戻引当金	63百万円
繰越欠損金	39百万円
未払金	32百万円
関係会社出資金	12百万円
その他	53百万円
繰延税金資産小計	846百万円
評価性引当額	△97百万円
繰延税金資産の合計	749百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△223百万円
繰延税金負債の合計	△223百万円

繰延税金資産の純額	526百万円

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　1,104円79銭

１株当たり当期純利益　　52円41銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月６日

株式会社　シャルレ
　取締役会　　御中

ひびき監査法人
代表社員
業務執行社員　公認会計士　田中郁生　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　木下隆志　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シャルレの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社シャルレ　監査役会

監査役（常勤）	奥田　清三	㊞
監査役	岸本　達司	㊞
監査役	井出　久美	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題に位置付け、必要な内部留保資金を確保しつつ継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては、年１回の期末配当を基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、業績が順調に推移したことなどから、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、１株につき15円の普通配当に特別配当10円を加え、１株につき25円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金25円（普通配当15円、特別配当10円）
配当総額　479,135,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日

第２号議案　取締役１名選任の件

取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するとともに、意思決定の透明性と公正性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、社外取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当社定款の規定により他の現任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
出口（でぐち）　みどり （昭和33年10月２日）	昭和56年４月　大阪地方裁判所　裁判所事務官 昭和58年３月　大阪地方裁判所　裁判所書記官 平成３年４月　三井安田法律事務所　入所 平成13年１月　淀屋橋法律事務所　パートナー 平成13年３月　大阪府南河内郡河南町　個人情報保護審査会委員（現任） 平成19年４月　大阪家庭裁判所　調停委員 平成20年４月　堺市社会福祉審議会　委員（現任） 平成26年10月　フェニックス法律事務所　共同代表弁護士（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） フェニックス法律事務所　共同代表弁護士 大阪府南河内郡河南町　個人情報保護審査会委員 堺市社会福祉審議会　委員	0株

（注）１．出口みどり氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．出口みどり氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。

３．出口みどり氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての幅広い経験と見識によって培われた専門的な知見を当社の経営の監督に活かしていただけると判断したためであります。
なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての幅広い経験と見識を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図る観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

４．出口みどり氏が選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要につきましては、次のとおりであります。
「社外取締役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

５．出口みどり氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たし、また、当社が定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

６．当社が定める「役員候補者の選任基準」および「独立社外役員の独立性判断基準」については、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.charle.co.jp/)に掲載いたしております。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

・株主総会会場
　神戸市中央区港島中町七丁目７番１号
　当　社　ポートアイランドビル　大ホール
・株主総会会場への交通アクセス
　ポートライナー三宮駅より
　　北埠頭方面行に乗車、中埠頭駅下車　所要時間約14分
　ポートライナー神戸空港駅より
　　三宮方面行に乗車、市民広場駅（コンベンションセンター）下車・
　　北埠頭方面行に乗り換え
　　中埠頭駅下車 所要時間約12分（乗り換え時間は含んでおりません。）
　中埠頭駅、西側階段より南へ徒歩約５分

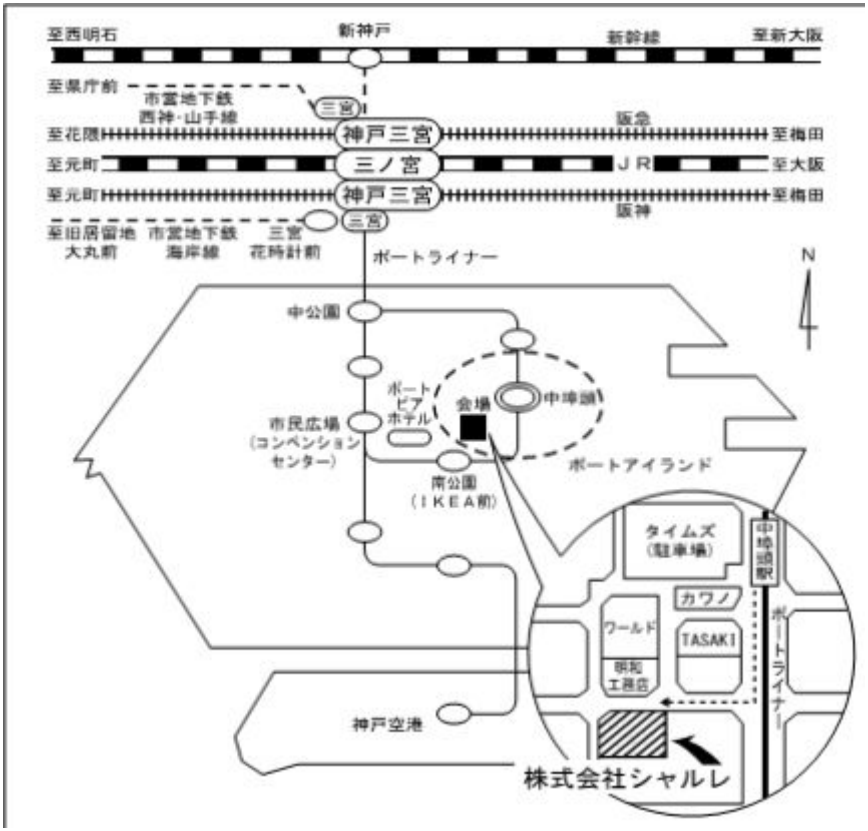

（お知らせ）
・株主総会当日はお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様１名につき１つとさせていただきます。
・会場に駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。